

参議院物価等対策特別委員会会議録第十一号

昭和四十三年五月十五日(水曜日)
午前十時十三分開会

通商産業省工業
技術院標準部長 久良知章君

出席者は左のとおり。

委員長 大森 久司君
理事 岡本 悟君
櫻井 志郎君
村田 秀三君
田代富士男君

委員 木村 睦男君
高橋 衛君
任田 新治君
山本 杉君
木村美智男君
田中寿美子君
中村 英男君

国務大臣 国務大臣

政府委員 公正取引委員会
委員長 山田 精一君
委員 八塚 陽介君
厚生省環境衛生
局長 松尾 正雄君
農林省農林経済
局長 大和田啓氣君

事務局側 常任委員会専門
員 宮出 秀雄君

説明員 行政管理局行政
監査局監査審議
官 小林 寧君
通商産業省企業
局消費経済課長 谷村 昭一君

本日の会議に付した案件
○消費者保護基本法案(衆議院提出)

○委員長(大森久司君) それでは、ただいまから
物価等対策特別委員会を開会いたします。
この際、御報告いたします。

消費者保護基本法案審議のため、来たる五月二
十二日午後一時三十分から午後二時三十分までの
一時間、内閣総理大臣が本委員会に出席すること
になっておりますが、本日の理事会において、内
閣総理大臣に対する各会派の質疑時間について協
議いたしました結果、社会党三十五分、公明党十
五分、民社党十分とすることに決定いたしました
ので御了承願います。

○委員長(大森久司君) これより、消費者保護基
本法案(衆議院第二号)(衆議院提出)を議題といたし
ます。

本法案に対し、質疑のある方は順次御発言を願
います。田中君。

○田中寿美子君 初めに、私は、消費者保護基本
法案につきましても、ちょっと一言、私自身の感想
を言わしていただきたいのですが、今回、この法
案は四党の共同提案でございますから、私たち自
身も責任のある法案でございます。実は、初め私
は、消費者保護基本法というよりなものは単なる
訓示規定であつて、はたして有効に働くかどうか
という点について疑問を持っておつたわけなん
ですけれども、この間の宮澤長官のごあいさつの
ことばの中にもありましたように、これまでの行
政が生産中心であり、産業中心であつたのが、こ
の法案の提案の過程で行政の上に消費者という意

識がのぼってきたということは画期的なことでは
ないかと言われました。実は私も、今度衆議院の
提案者が非常に熱心に勉強されて、そうしてこの
法案の成立を得られますまでの過程をたどつてみ
ますと、やはりそうだなと、同感を感ずるようにな
りました。ことに、衆議院では非常に詳しくこ
の法案の討議をしていらつしやいますので、もう
何ですか、参議院で討論する問題が残されていな
いような感じがいたします。ですから、きょう私
も、自分の言ふことも何か蛇足になるのではない
かという感じがするのでございまして、それによ
り、最初はこの法案をつくられて、それに
対して、実は参議院の側、特に私どもの党のほう
から消費者保護に関連した法案をずっと列記し
て、そうしてその改正なり実行なりを確認する
ということがないこの法案は無意味だといふこ
とを申し入れたらしまして、木村美智男委員長なん
か非常に努力をされて、たくさんこの法案があげら
れ、そうしてその法案の実現なり将来の改正を目
がけて消費者保護の立場から努力をしようといふ
その決意が出てきたといふことは非常に喜ばしい
ことだと思つてゐるんです。それで、先日、長官
が言われましたように、政府提案の法案であつた
ら、なかなか各省の協力が得にくいような場合も
あるけれども、議員提案であつたために予想外に
各省が協力してくれらるというやうな意味のことば
がありましたけれども、私もこの法案を勉強さし
ていただく過程で各省の方々にお会いしまして、
非常に熱意と意欲が出ていられるといふことを知
りました。それで、初めに単なる訓示規定で効果
がないんではないかと考えていたやうなその考え
方は私も改めたいと思つております。

で、この熱意をもとにして実効があるやうにし
ていきたいと思います、特に第六条で、「法制
上の措置等」といふところで、「この法律の目的を
達成するため、必要な関係法令の制定又は改正を
行なわなければならない」とありますが、この
ところをほんとうに責任を持つて今後やってい
かなければならぬんじゃないか。この法律を最大
限に生かしていくといふことで、関係各省の方々
も御協力いただきたいし、私たちも努力してい
かなければならぬと思つております。ただ、ここ
に一つ、長官に、私も持つております不安や、そ
れから私どもがこの法案の最初の原案を得ます前
に消費者団体の方々にもお会いしたり、いろいろ
な意見を聞いたことがございますが、その際にも
出されておりました不安の点を申し上げて御意見
を伺いたいんですけれども、物価対策特別委員会
の審議で消費者保護の問題を取り上げたといふこ
とは十分意味があることだと私も理解しますけれ
ども、そのために消費者保護基本法の議論に物価
対策特別委員会の議論が終始してしまふといふや
うなことがあつてはならぬんじゃないか。実は、
昨日もある消費者団体の方の意見を聞いてみまし
たけれども、いまだにその不安を持つていて、消
費者保護基本法で物価が下がるかといふやうな、
非常に簡単な反対論を言われました。私は、そ
ういふ点では、十分もつと消費者保護基本法とい
ふもの考へ方や、それが物価対策とどう関連する
のかといふやうなことの説明もしなければいけな
いし、周知させなければいけないと思ひますけれ
ども、それでもなお、物価対策の基本の問題であ
りますところの経済政策なり、物価の一番根源に
ありますやうな諸問題を、物価等対策特別委員会
においては、やはり並行して力を入れてやってい
きませんと、消費者保護基本法に関連する法案だ
けでも非常に多いものですから、それにかかり
きつておつたら、本来の目的を逸脱していく心配
があるんじゃないかといふ点があるんです。その

点、長官はどういうふうにお考えになりますかということを初めに伺わしていただきます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 御指摘のとおりであると思います。物価というものは、申し上げるまでもなく、経済のいろいろな要因から生ずるところの一つの現象でございますから、基本的にはいろいろな経済的要因を改めていくことによってはじめて結果を左右することができるであろうと思います。

ますから、基本的にはいろいろな経済政策といふものについて御批判というものををいただき、また分析をしなければならぬわけでありませう。法律をつくったから物価がどうなるというわけのものではないと思います。しかし、衆議院の物価問題等に關する特別委員会がこの法律を御提案になるに至りました経緯は、おそらくは、そういう経済的ないろいろな要因というものが、現在ある法令の体系の結果として出てくる部分が相当多い、したがって、そういう経済的要因にメスを入れるためには、その骨組になっているところの法令に手を触れなければ解決しない問題がかなり多い、こういうふうにお考えになりましたので、ただいま御指摘になりました第六条のような規定をお入れになったものであらう、そういうふうにご考へておられます。

○田中寿美子君　いま私が申しましたのは、そういうことではございませんで、その法令についても第六条が設けられたということは非常に私はよかったですと思うし、それに関連する各法令を列記してその中から改善すべきものは改善するし、その実効あらしめるための努力をするということは、消費者保護の立場から非常に重要だと思っておりますが、その物価対策特別委員会の審議というものが、消費者保護基本法に関連した法令の問題だけでも非常にたくさんあるわけでありますし、その対策だけでもたいへんなので、そのほうに終始してしまはいはしないか。もっと根本的な、物価対策に関しては、いろいろな面があると思う。ですから、消費者保護のほうに物価対策が焦点をすつかり持つていかれはしないかという心配——それ

は消費者団体の人なんかが持つております。最初から反対の意見を述べた人もそういう観点だったかと思うのです。それで、私も心配するのは、消費者保護基本法そのものを生かすための努力というのは、それが非常に必要で、たくさんすることがあるのですが、この物価対策委員会の中で消費者保護基本法関係に大部分の精力をそがれるというようなことでは困る、そういう意味なんです。

○国務大臣(宮澤喜一君) お尋ねの意味は私は正しく理解をして申し上げたつもりであります。そのとおりなんでしょう。まして、政府部内にも前々から法律を出したらどうかというような考え方もございました。しかし、法律をつくれば問題が片づくというような考え方、あるいは問題があるたたきつぐに法律に逃げ込めばお答えができるというようになことになったのでは実は困るのではないかと、いう気持ちから、実は私ども、当初消極的であつたくらいでございますから、まさに田中委員の御指摘のように、問題はやはり経済政策全般というもののに批判を向けていただきますと、物価問題といふものは片づかない、こう思います。

○田中壽美子君　そういうわけで、非常にいわゆるマクロ的な立場の問題と、それからいまの物価安定推進会議の意見書、四十二年六月に出されておりますように、ここでは、単に物価水準や個々の価格の安定では物価の安定ということは足りないのだ、特に一般消費者の立場からは、生活物資の品質、性能、安全、衛生、量目などの問題が価格に劣らず重要である、という立場でこの意見書を出していらつしやるわけですね。ですけれども、私は、ちやうどそれと反対に、その物価水準の問題とか、価格の安定の問題とか、そういう問題も、「劣らず」というより、むしろそれが根本的であるというような気がするものですから、消費者保護のほうにのみ重点がいてはいけないのではないかという意味でございます。

それで、企画庁からいただきました資料によつて——この資料は「消費者行政の現状」という資料でございますが、これによつて、今後の消費者

行政のあり方について私も勉強させていただきました。衆議院で非常にこまかく、各問題についてたいへん詳しく討論されており、勉強されておりますので、むしろ私は勉強させていただいた程度でございますけれども、全体として今度消費者保護のために力を入れるということになると、これは新しい行政の形が始まっていくわけでございまして。だから、新規の事業というふうに考えても

いいんではないかと私は思うのであります。それで、宮澤長官に、これは總括的にですけれども、各省に關係ありますけれども、總括的に言つて、もつと消費者行政を取り扱う予算と人員の拡充といふことが必要なんじゃないか、それで、經濟の見通しその他をお出しにならないければならない立場にいらつしやいますので、こゝしの總合予算主義をくずすなといふこともむづかしいとお答へになるだらうと思ひますけれども、こゝしさつそく手がけていかなければならないような仕事、それが現在の予算や人員でいいか、あるいはこゝしが無理ならば来年度には大幅に——各省、各機關が非常にいま意氣込んでいるときですから、それ

の効果があがるように、人員と予算の拡充ということをお考えになられるかどうかということについて、原則的な態度を聞かしていただきたいのです。

○國務大臣(宮澤喜一君) 原則的な態度でござい
ますけれども、私は、金を使ったり人をふやした
りするのは概してきらいなほうでございまして
で、いままでも十分役人はおりますし、十分予
算も各省にありますので、その役人なり金の使い
方の頭をどういうふうに方向を向けていくかとい
うことが問題なのではないだろうか、原則的な態
度はそういうふうに考えます。

○田中壽美子君 それは、そういうふうにおっしゃらないと、各省が毎年大幅に新しい要求をされては困ると思いますけれども、でも、予算と人員がつかまないと新しい仕事はしにくいのでございますね。ですから、あんまり一般論的におっしゃっていただかないで、やはり行政管

理庁で三年間に五％の人員カットというよりな原則を出しておりますけれども、それでも仕事のなるくなる部門、あるいは整理されていく部門もあるやうなところがあると思いますが、それこそ行政の中に新しいアイデアが入ってきたのだというふうに長官も言われたのですから、これはやっぱり積極的な立場をとっていただきたいのですが、いかがでしょう。

○国務大臣(宮澤喜一) 田中委員は行政に深い

経験がおりになりまして、おっしゃっていらっ
しゃることも、私は、従来実際そのとおりであ
ると思っております。ですから、なるべく要ら
ない仕事、必要性の少なくなりましたような
仕事のための人員、あるいはそのための金とい
つたようなものはなるべく削減をして、こ
ういう新しい仕事に振り向ける必要がある、
そういう意味ではその必要は痛感いたして
おります。決して、こういうことのために人
なり金が要するということを否定するもの
ではございません。より必要でないほうか
らより必要なほうへ重点を動かしていく
という、そういう段階にあることは私は確
かだと思ひます。

○田中森美子君 それじゃ、そういうことで前向きに考えていたのだと思いますが。各省の方とお話して、やはり大幅に予算もほしいという意欲は見えていたと思うのです。

次に、消費者行政というものの、これはどういうふうに規定なさいますか。企画庁でお出しになったもののその他で見ますと、消費者行政の内容を項目でいったら、消費者保護行政と消費者教育行政と二つ掲げてありますね。この二つでございましょうか。国民生活研究所から出されております「消費者教育の意義と内容」、こういう一連のパンフレットを見ますと、消費者行政の内容というのは消費者保護行政と消費者教育行政、この二つだけと出ているのがね。その二つだけでいいものかしらと私は思うのですけれども、その二つでしよるか。

○政府委員（八塚陽介君） 消費者行政の概念をどこまでどういふふうに観念するかということは、

実はこの行政の歴史が非常に浅いものでございすから、いろいろな考え方があろうかと存じます。たとえば、先ほど先生がお話しになりました物価の問題あるいは流通の問題というふうなものは一体消費者行政であるのかというふうなことも、もちろんあるわけでございます。一応、行政の便宜上、私も国民生活局に、たとえば物価政策課であるとか国民生活課であるとか別の課がございしますが、消費者行政でやってるのが、かなり固有の、と申しますか、狭義の消費者行政であるということで、先生のほうにお出ししました行政の区分をいたしておるわけでございますが、必ずしもこれだけに尽きるといふことはなからうかと存じます。いろいろ、その局面に応じて消費者という立場から考えていかなければならない問題は、将来とも、あるいは現在でも、その他にあるかも知れません。

○田中寿美子君 日本で、消費者行政をたどっていきまます場合に、始まりは、どこから考えられるわけですか。企画庁の国民生活局ができたところからを言いますか。

○政府委員（八塚陽介君） 従来の行政の中にも、現在の消費者行政と称すべきものが、過去、かなり古くからあったと思ひます。ただいま今後直すべき法令というところで例示されておりますようなものは、その意味ではかなり古くからございす。ですから、そういう意味では、いろいろなところにたくさん過去においてありましたのは、いつからというふうには、なかなか言いにくいかと存じます。それから、少し極端な例になります。が、終戦直後の配給行政なども、ある面で見れば端的な消費者行政ではないかというふうな見方もあり得るわけでございますが、現在問題になっております消費者保護基本法というものが出てまいりました。これは背景から出てまいります消費者行政といふものは、やはりそういうものと違つた、いわば質的な相違が出てくるというふうな考えております。

○田中寿美子君 ですから、生産者あるいは産業行政の立場であつた行政の中に消費者行政というふうな名前が独立して出てくるというふうになつたのは最近のことというふうなことで、内容としては消費者に關する行政はたくさんあつたが、特に消費者行政としてあげられる場合に、消費者保護行政、消費者教育の行政と同時に、生活環境整備という行政と、それから消費者の物価対策行政、いろいろものは重要な項目じゃないかと思うのですけれども……日本の場合、特にそうですね。

○政府委員（八塚陽介君） 確かに、先ほど申し上げましたように、どこで線を引くかといふことは、なかなか困難だらうと思ひます。消費者と、あるいは国民という概念も必ずしも同じではございませんし、環境の整備といふのは、いわば、ものを購買したり消費するといふ面とは若干違つたところに問題点があるわけでございますが、もちろんそれを入れて考へてはいけなかつたといふことではないと思ひます。先ほどもちよつと申し上げましたが、狭義の意味は、どちらかといふと、消費物資の取引という点にやや重点を置いて考へておるわけでございますが、繰り返すまでもなく、いろいろな問題、その他の国民生活上重要な問題は、たくさん、その周辺と申しますか、別のところにあるわけだと存じております。

○田中寿美子君 要するに、ここで取り扱われる消費者行政といふ内容には、消費者の保護の行政と消費者を教育し組織化する行政と行政だといふふうに限つて考へるということですね。

○政府委員（八塚陽介君） 行政を進めていきます場合の便宜として、そういうふうに一応限定をしたほうが便利ではなからうかと、ただ、それ以外のものを忘れてしまつていいということでは毛頭ないというふうな存じます。

○田中寿美子君 ですから、生活環境を整備するといふことや、それから消費者物価対策の問題——生活環境のほうは別ですけれども、消費者物価対策といふのは、この物価対策特別委員会の重要な、一つの柱であるといふことで、私は、いま消

費者行政で、いま言われた二つのところに限つて考へるといふふうに理解したいと思ひますけれども……。

そこで、消費者教育といふことですね、その内容をちよつと御説明いたしたいのですが、「自主性を持つた賢い消費者を育てること」といふふうに、これにはあるのです。それは具体的にどういふふうな……。

○政府委員（八塚陽介君） この法律が成立いたしましたので、私もこれにのつたりまして今後行政を進めていく場合、この条文をどういふふうな解釈して実施に移していくかといふことでございすが、消費者の保護をうまくやっていくためには、もちろん、国あるいは地方公共団体、特に企業、事業者の方の心がまえなり自主性がなければならぬわけでございますが、一面、消費者自身の方がそれなりに知識を持ち、いわば妥当な価値判断をし、そして事があつたときにはものを言っていくといふことがバランスがとれていなければ、実際問題として、単に受け身で、保護という制度がかりに完備されましても、完備されましてもいふよりも、完備自体がやはりうまくいかないのでないか、そういう意味では、やはり消費者の方に十分な知識なり、あるいは知識の上で消費者としての立場から対外的にいろいろな行動を起こしていくといふようなことが必要であらう。そういう意味におきまして消費者教育といふものは今後進められねばならないのではないかとはいふに考へるわけでございます。

○田中寿美子君 つまり、消費者が商品やサービスについて合理的な価値判断ができるようにする。選択能力もつくれる。それから消費生活を向上させるためにそれを上手に使つていく、いまの知識を、そういうことだと思ふのですが、消費者教育といふのは、その消費者教育の理論体系として生活経営学といふものを考へているといふことをどつて読んだんですが、生活経営学といふのは一体どういふもので、どのように体系づけられようとしているのか。実は私は、家族論とか家

庭論とかといふのを研究している者でなければ、家政学といふものが科学であるかどうかといふような問題はいつでも迷つ問題ですけれども、生活経営学といふ新しいことばを出していらつしやるもんですから、興味があるので、少し教えていただきたいのですが。

○政府委員（八塚陽介君） この点は、実は、正直に申し上げまして、田中先生にお教へするといふような能力は私でもないわけでございますが、ごく一般的に申しまして、従来の家政学なり、そういう関連する学問——ただいま、学問であるかといふかといふようなことがずいぶん問題に過去においてもなつたといふお話がございましたが、いずれにしても、そういう教育の体系といふものが、何となしに、現在のような大量消費で目まぐるしく変化したまま経済情勢の中で、まあ食ひ足りないといふ申しますか、それだけではやや不十分ではないだらうかといふのが、一般的に私どもの役所のほうにもあつたわけでございます。ただ、い

やしくも学問——学といふ名前がついておるものがつくられなければならぬといふことでございすから、何がしか、こちらのほうであらうか、ワクがあつて、そして、こういうふうなものを、つくるべきだといふ積極的なものではなくて、現在の家政学なり何なりだけでは足りない面があるのではないか、そういう意味で、まあ関係の学識経験者の方に、国民生活研究所を中心にしてお集まりいただいて御検討をしていただいておりますわけでございます。ですから、必ずしも一定のワクの中で、あるいは何か、八月なら八月にでき上がつたらそれで終つたといふようなものではな

くて、経済情勢に合わせて、あるいは国民生活の進展に合わせて今後とも検討を深めていかなければならないといふ問題であらうと思ひます。

○田中寿美子君 これは、国民生活審議会の答申の中でこのことばが出てきたんですね。それで、それが将来の消費者行政と消費者教育の基礎理論になるといふ考へ方なんですけれども、いままでどういふようなことが——幾らか体系づけられ

なくとも行政内部では、そういうことについてどっかで受け付けた方がいいが、どっかで消えてしまった。あるいは受け付けたときの、何と云いますか、非常に切実な問題がだんだん一般論になつてふつとしまつてしまふようなことのないよう、行政の内部の連絡と申しますか、フィードバックを十分にやるということを今後とも整えていかなければならないと思ひます。しかし、ただ、したがって必ず市町村、府県あるいは国という以外には受け付けないのだということでは、実際問題として、はなはだ不十分な場合が多いと思ひますので、現在も、たとえば通産省等では苦情処理という看板を掲げておりますが、そういう点について関係各省も配慮してもらふということは必要であらうかと思ひます。

○田中寿美子君 経企庁の仕事というのは、そういう各省庁間にあるところのモニターだとか、審議会とか、監視員だとか、苦情処理機関、そういうものの調整をとられるわけなんではないですか。窓口の問題なんかも、できるだけ消費者が簡単に苦情処理を持っていけるような、中にはモニターというのはわかつては困るのだという説もあるのですが、同時に、モニターが苦情処理を兼ねるということもあり得るのです。簡単に持ち込めて、そこから先、それぞれ所管のところに振り分けるという仕事、これをするのはそれぞれ受け取ったものがあると思うのですが、その辺、各省に關係しているものですか、そういうことについての統一した連絡と申しますか、調整と申しますか、そういうことは経企庁がなさるわけですか。

○政府委員(八塚陽介君) 具体的に、たとえば消費者の方の苦情というものは、きわめて、何と申しますか、多岐にわたつておりますから、私ども、やはり原則として、關係各省がそれぞれの立場で十分窓口を開いて親切に対応していただくということで、いたずらに企画庁だけに統一してしまうということは適切でないと思ひますが、反面、お話をありますように、多方面にわたつておるため

に、いわば行政の熱度と申しますか、少し平たいことばで言へば親切さというものにもいろいろあると思ひます。それからまあ内部的な問題等もありまして、十分こなし得ないような問題もかかえて、そのまま担当者がうろちうろちおるというようなこともあり得ると思ひます。その他いろいろ問題がございまして、私どももいたしましては、やはり絶えず關係各省と密接な連絡をとりまして、そして調整をはかつていく、場合によつては、やや積極的に、消費者の立場でハッパをかけるべくしていくようなことで、そういうそしりがでるだけないようにつとめたいというふうに考えております。

○田中寿美子君 いまおっしゃつたように、消費者に關係する部分が非常に多岐にわたつてゐるわけなんです。監視機構ですが、この監視の業務は、たとえば危害の防止に關しては厚生省、通産省、適正な計量の確保に關しては通産、適正な規格の確保に關しては農林、通産、適正な表示の確保に關しては通産、適正な基準の確保に關しては通産、厚生、不当景品表示の防止に關しては公取、大蔵、それから公正自由競争の確保に關しては公取といふふうに、方々にわたつてゐるわけなんです。これに対して、将来何か一つの統一的な指導というか、そういう計画をしないといふかどうか。それぞれ、てんでんばらばらにしておいていいものかどうか。いかがでしょうか。

○政府委員(八塚陽介君) たとえば、あることについては通産省、あることについては農林省といふふうに分かれておつて、しかも、消費者のほうから見れば、その通産省なり農林省に分かれておること自体が、あまりどういふ意味があるのかよくわからない、ただ不便なだけであるというような問題はやはりあるかと存じます。ただ、かりにそういう消費者の方の苦情なりあるいは要望なりを適切に処理をいたそうとしたとしますと、やはりそれは、それをつくつておる、あるいはそれを扱つておる業界を所管しておるところが最終的にうまくこなし得るのではないだろうか。そういう

意味におきまして、機械的にそういうものを統一してしまふということとはなかなか考えにくいのではないかと存じます。ただ、そういうふうな消費者のいわば生活体験からくる問題を、一応行政の窓口で振り分けてやつていくという方向では、これはもう先ほども申し上げましたが、現在の段階では不十分な点が多いだらうと思ひます。消費者の方に、これは通産省の物資であり、これは農林省の物資であるということを一々わかつてほし

いというところは、これは最終的に無理だらうといふふうに存じますから、受け付けたところからはなるべく統一する。そして振り分けはやはり關係各省に振り分けて適切に処理してもらふという方向ではなからうかと思ひます。

○田中寿美子君 それはもちろんそうだと思ひますけれども、各省の持つてゐる監視業務について連絡し、あるいは統一をとつていくということですね、それは、今度の機会に進められるべきじゃないかと思ひますが、どうですか。

○政府委員(八塚陽介君) 従来も、消費者行政に關連いたしましては、大体各省の官房長クラスで、企画庁が庶務をやつてゐる、連絡調整をはかつておるのでございまして、端的に言いますと、一年にそうしょつちゅうやつてゐるということではございませぬ。問題があれば、そこでやるというよりなことであつたわけでございます。私どももいたしましては、できるだけ問題をたくさん消費者のほうからの意向を反映して提起して、そしてそういう機関の活用をはかつていく。もう少し重要な問題の決定等につきましては、今度は、この法律が成立いたしますと、消費者保護會議という

ようなものも設けられるわけでございますから、私ども事務方といたしましては、そういう機関を十分に使つて、絶えず問題を提起しては方向をきめていくということに運営してまいりたいと思ひます。そういう、消費者行政連絡協議会とか、あるいは保護會議というふうな、いわば形を持った連絡調整以外に、私どもは、しょつちゅうやつてゐるわけ、關係各省といろいろ打ち合わせをしたり申

し入れたりするといふ活動、つまり、日常の私どもの消費者行政の活動をさらに活発にいたしまして、そういう点について進めていくということも、これは必要であらうというふうに考えております。

○田中寿美子君 そういうことを相当強力にやつていっていただきたいと思ひます。

次に、商品テストのことですけれども、これは、いま日本消費者協會でテストをさせていらつしやる。日本消費者協會には補助金を出してゐるわけですね。これは通産省から出ていると思うのですけれども、いま、通産省、農林省などのテストもぜひ拡大したいという気持ちを持てゐると思ひます。これも私は予算に關係してゐると思ひます。政府のやるのは比較テスト、こういふことですか。そして、これは両方とも必要なテストだらうと思ひますけれども、政府機関では比較テストといふことはやりにくいんですね。両方あわせて大きなテストの機関といふのはやはり必要だと思ひます。それと、いまそれぞれの省の關係した業務に關連したもののテストをそれぞれやつてゐられたり、それからいまの民間の日本消費者協會に委託すると、日本消費者協會はまたどこかに委託するわけでしょう、専門機関に。ですから、私、やつぱり商品テストの総合的な大きな機関というよりなものが必要だと思ひます。それが、それはいかがですか。これは、長官、どうですか、お金はたくさん要すると思ひます。

○政府委員(八塚陽介君) 大体の物資は、通産、農林の物資が日常国民生活に使われるわけでございます。それにいたしまして、たとえば通産物資にいたしましては、繊維、機械、電機、ありとあらゆる品物といふことであつても、ほとんど現在のより技術革新の時代には新しい商品が出てまゐるわけでありまして、そういう意味におきまして、統一的に一つの商品のテストをやるところを設けるのがいいか、あるいはそれぞれの専門のところへ

うまうお願いするという形で進めていくのがいいかは、今後の研究課題にいたしたいと思ひます。いずれにいたしましても、消費者の方に対する政府のやり得る一つの行政としては、商品テストというものは、まあ適切と申しますか、望まれている仕事の一つであらうと思ひます。そういう点について、なお充実をはかつていくことは、これは必要であらうと思ひます。

○田中寿美子君 そのテストの機関を、本格的に総合的なものを設けるということになりますと、たいへんばく大な費用が要すると思ひます。それから技術者も要することから、急にはできないと思ひます。現在の通産、農林、あるいは厚生省なんかの持っている機関でやるのは、私はそれはけっこうだと思ひます。しかし、それでもまだテスト網は十分ではないということだと思ひます。だから、これも予算面では大いに考えなければならぬ項目だということをお申し上げたわけであります。

それで、まあ外国の例を考えますと、消費者運動そのものが非常に発達をしてきて、消費者運動の発達の過程でだんだん権威のある検査機関みたいなものができて、そこへ持つていって検査してもらつて、マークを取らなければ人が信用しないというふうになつていくところが相当ありますね。たとえば、イギリスのBSIですね。日本で消費者運動が発達しなかつた理由というのは一体どこにあるというふうにお考えでしょうか、長官にお伺ひしたい。非常におくれていふと思ひますね。ですから、政府のほうが先行していくわけですけれども。

○国務大臣(宮澤喜一君) おそらくは、いままで生活に十分な物資というものをかつて国民に与えられたことがなかつた。したがつて、あれば、むしろそれで満足だというふうな状態がずっと続いておりましたから、ここへきてはじめて、よりよいものをより安くという需給関係が、それを意識できる程度に進んできた、また所得の面でも、そういう選択ができ得るような程度に所得水準が初

めてその点まで上昇してきた。そういうことではないかと思ひます。

○田中寿美子君 だけれど、たとえばイギリスなんか、消費協同組合の運動というのは非常に早くから発達したわけですね。あれはむしろ労働党の基盤になつていふのですけれども、生活の苦しいところから起こつてゐるんですね。収入の低い者がみずから自分の生活を防衛しようとする運動として発展してきていふので、その点では、あるいは日本ではそういう意識が不十分だった、みずから自分で防衛するといふ、生活を防衛しようといふ意識が少なかつたのかも知れないと思ひます。また一面から言いますと、非常に小売り商が発達してしまつていふから、いまになつてなかなか生活協同組合運動なんといふのは発展しにくいと思ひますね。そういうことがあると思ひますが、この生活協同組合と違つた、いまの消費者運動、つまり、品質や量目や、そういうものをよりよいものにしたといふ、あるいは不良なものを、あるいは危険なものを防止したいといふ、そういう運動としての運動も、やっぱりおきていふ、その面はいま長官のおっしゃつたような理由なんじゃないかと私は思ふのですけれども。

そこで、今度は、消費者保護基本法の中に、消費者の組織とか消費者運動を奨励することになつていふわけですね。それでその際ですけれども、私は、たとえばイギリスのBSIと、アメリカの消費者協会運動ですか、そういうのを考えますと、民間から起こつた運動が非常に強くなつていくことのほうがむしろ好ましいので、政府が指導するといふことについては非常に心配な面もあるわけですね。その辺の兼ね合いを、消費者運動を促進するといふ場合に、非常に考えなければならぬと思ひますが、リーダーを養成するとか、いろいろなことが考えられていふわけなんですから、大体どんなふうなことで、この運動をどういふふうに進めていこうというふうに考えていられるのでしょうか。どこが主体になつていふか

○政府委員(八塚陽介君) 私どもとしては、消費者組織といふものを何がか政府が音頭をとつて、そしてワケ組みをつくつて進めていくといふふうには考えておりません。先ほどもお話をございまして、現在の消費者の組織といひまして、生活協同組合であるとか、あるいはそういう協同組合でないいろいろな団体がございまして、それは、いずれもそれぞれの局面に応じて、あるいは問題意識に応じて出ておるものでございまして、それはそれなりに自主的にやはり活動をしていふだ。ただ、政府といたしましては、そういう組織の強化のために、自主的に団体がございましてある場合には、できるだけ知識を供給するとか、分たれでやらないで、どういふ人がいだらうといふふうな場合のサジェストをするとか、そういう面で、側面からできるだけの応援をしていくといふふうなことをおこなうのでございします。

○田中寿美子君 私、消費者運動が自主的に、この際、消費者保護基本法ができるまでですから、いろいろ宣伝教育活動や、それから出版物、あるいはいろいろな情報活動、そういうことで大きくなつてほしいとほんとに思つていふわけですね。補助金の問題は、これはどうですか。いま、日本消費者協会だけですね、補助金もらつていふのは、今後、そういう運動に対して補助金を出そうと思つていられるのでしょうか。それとも、どういふふうにお考えですか。

○政府委員(八塚陽介君) 消費者協会は、通産省なり、あるいは私ども農林省等がそれぞれ補助金を出しておるわけですが、お話がございまして、たまたまテストをやつていくとか、あるいはリーダー等の講習をやつて人材を養成していくといふような活動でございまして、これは直に市民の方が組織されておる消費者組織ではないのではないかと。そういう意味においては、私ども、やはり今後とも消費者協会の充実をはかつていく必要があると思ひますが、逆に、市民の自主的な組織である消費者組織については、国が

補助金を出してどういふことかはちよつと考へられないのではないかと申すに考へております。ただ、適当な団体等に、その消費者の組織とか、適当なテーマ等がありまして、調査を委託するとか、そういうことはあり得ると思ひますが、いわゆる補助金を出して、何か組織を突っかい棒をしていく、そういうことは考へておりません。

○田中寿美子君 これ、イギリスの例ですけれども、BSIのマークの運動、あれは非常に早くできたわけですね、イギリスのBSIといふのは、そうして、政府の補助金もらつてはゐるんですね。だけれども、非常に自主性の強い団体で、全然政府の干渉とか政府の権威に動かされるということがない。まあ民間の運動として非常に強力に発達しているんですね。それで、ちよつと私が一九五九年でしたけれども、ですからもう十年近く前ですが、ちよつとロンドンに私があつたときに、BSIに關する婦人の集會があつたんです。これは民間から建設的な提案を工業界にする、そういうことが非常に大きな仕事になつていふました。それぞれの消費者が、自分自身がいふにできる、まあテストをする機関もつたにできていふわけですね、BSIの。そこへ持つていってテストしてきてもいいし、それから自分が生活上危険だと思ふもの、たとえば可燃性のものですね。私が見たのは、そのとき、ナイトガウンだつたんですが、そういうものをみんな持ち寄つて、そして、これは衛生上悪い、それからサイズの問題にしましても、国際的な規格でないといふのではないかと、だから、アメリカに行つたら通用しない、英国だけで通用するサイズじゃ困る、というふうな問題があつたり、それから敷布なんか、子供たちがだんだん成長して大きくなる。そうすると、長さがいままでのような敷布では困るのだ、そういうものを直してほしいとか、あるいは電気のコセンソの差し込みの型が違ふために、家を引っ越したら合わなくなつたとかいふような、日常生活から出てくるいろいろな苦情、あるいは危険を感ずるもの、そういうものをみんな持ち

寄つてみたり、それからテストしてもらいたいと思ふものを持つてきて、そしてみんなフリートーキングでみんなから意見を出して、そしてそれを参考にした、それからBSIのマークがついたものでなかったら英国の人は信用しないというまでの權威になつてゐると思ふのです。しかし、これは完全に民間の運動で、そして政府はやはり補助してゐるのです。政府自身がほんとうはやらなければならぬテストの問題等一ぱいありますから、当然出すべきものだという考え方で出している。しかし、実際の経費というものは、そこから出す情報のための出版物やなんかでほとんどまかない得るのです。非常にたくさんスタッフを使つて非常に權威あるものになつてゐる。そういうような運動に發展していくことが望ましいと思つてゐるわけです。ですから、今度のこの法案をきつかけに、この法案を活用しながら、私は、消費者が自主的な運動を發展させていく、その場合に、政府がやらなければならぬことを民間に委託するといふような意味では、適當な補助金を出していいんではないかと考えます、自主性をそこなない意味で、どうですか。

○政府委員(八塚陽介君) いまお話しになりましたブリティッシュ・スタンダード・インスティテューションというものは、確かにそういう消費者自体的自主的な活動と、そしてそういう標準化運動といふものが非常によく結びついて成立した組織だと思ふ。ただ、同じような構想をすぐ日本の現在の段階に移せるかといふ、なかなか問題があるかと思ふ。西独等においてもやや似たような構想を持つたようでございますが、なかなかうまくいかないといふようなことで、やはり國々の段階に応じた組織が今後とも検討されなければならぬと思ふ。十分検討すべきモデルだといふふうに考えます。その場合になつて、金を出してもいいんじゃないかといふお話ですが、まあその場合は、また一つそのときの、つまり國が金を出すことによつて自主性をそこな

ないといふようなこと、あるいは金を出すことが十分に有効であるといふようなことを、そのときになつて判断をいたしたいと思ふ。いずれにいたしましても、非常に勉強すべき組織であるといふように考えるわけでございます。

○田中壽美子君 經企庁の關係はもうそれだけでございまして、長官も御用がございましてどうぞ……。

時間が早く終わるということですから、それじゃ次に、厚生省關係のことでお伺ひいたします。

何回か衆議院のほうでも問題になつておりますことですが、もうほとんど衆議院で討論されたことですから、参議院では、そこで出された問題の中から、ぜひこれだけというようになことをみんなで確認し合つていくことはありませんかという考え方から立つてゐるわけなんです、私も共同責任ですから、別に攻め立てる立場でも何でもないわけなんです。

それで、食品衛生法の目的のところ、法の目的のところを改正すべきではないかという意見が出ております。公衆衛生の防止という観点からだけじゃなくて、健康の維持という考え方と矛盾しないのだから、消費者の立場もここに一つ入れる、消費者の保護という意味を含めるような法の改正が必要ではないかという意見が提出されております。この点はいかがでしようか。そうすべきだと思ふにないか。私たちが思ふていつていただけかどうか。私たちが思ふていつていただけかどうか。

○政府委員(松尾正雄君) ただいまの食品衛生法の第一条の目的をいたしまして、飲食に起因します衛生上の危害の防止といふことをうたつておるわけでございます。しかしながら、食品といふ問題につきましても、単に危害の発生防止というだけで足りるかどうかといふことになりまして、要するに、害でなければいいではないかといふものよりも、さらに積極的に、品質といふものか、そ

ういふ食品の質自体も確保されるということが必要である、さうに考えてまいりますと、この第一条の表現といふものは非常に狭過ぎると私たちが感じておるわけでございます。ぜひこの点は、あとのいろいろな食品衛生法の改正問題のスタートといたしまして、ぜひ改定してまいりたい、こう考えておるわけでございます。

○田中壽美子君 その点では私もそう考えておりますので、これを改正して、もっと幅広く、國民の健康とか栄養の見地から食品の製造販売に対する規制がどういふふうになつたらいいかといふことを考えていきたいと思ふのですが、そこで、最初に企画庁長官にも申し上げたのですが、全体として新しい行政が入つてくるわけなんです。予算の拡充が必要じゃないかといふことなんです。それで、厚生省關係の食品衛生その他消費者の保護に關連して、予算と人員の拡充の必要があるのじゃないかと私は思つてゐるのですけれども、これは各省にお聞きしたいと思つてゐるのですが、いかがですか。

○政府委員(松尾正雄君) 私も、食品衛生の面におきましては最も整備をしてまいりたいと思つております。監視体制あるいは監視員、そういうものの整備充実といふことを十分はかつてまいりたい。現在のうちに非常に多数の食品がで、また許可を受けた営業だけでも百二十八万といふくらいな数になつてゐる。こういうものには、やはり現在の監視といふものでは不十分である。そういう面をむしろ重点的に拡大していくべきじゃないかと考えるわけでございます。

○田中壽美子君 ちょっと失礼しました。もっと大幅に増額してほしいとおっしゃつたのかどうか、最後のところを聞き落とした。

○政府委員(松尾正雄君) 多々ますます弁ずるのではございませうけれども、ことに監視体制といふ方向におきましての充実をはかるような努力をしていきたいと思つております。

○田中壽美子君 長官、よく聞いておいていただきたいのですけれども……。急ぎますから、ただ幾つかのポイントだけ申し上げます。

輸入食品の監視の問題、これも議論されてきたわけですが、これ、現在十九人しかいないです。これではとても足りないと思ふのです。

○政府委員(松尾正雄君) 御指摘のとおりでございます。ことしよりやく一名羽田の増員ができたという状況でございます。輸入食品が非常に増加をいたしまして、また、飛行機による生鮮食料品も入つてゐます。これはきつめてスピーディに検査をしてパスをしなければ輸入目的が達成されないといふものもございまして、ぜひ、輸入検査員の充実は、重点の中の一つとして努力をしてまいりたいと思ひます。

○田中壽美子君 このごろ、とても輸入食品が多いですね。私もよくやぶなしに買つてゐるわけなんですけれども、一体、輸入食品の監視、必ずしも、もうほんとうによくやられても、とてもやれない状況にあると思ふのです。その一番ネックはどこにございませうか。法制上のことでしょうか。

○政府委員(松尾正雄君) 一つの点は、やはり人員の不足という問題があらうかと存じます。ただいま、食品を輸入いたしましたときには、輸入したといふことについて届け出をさせるという制度になつておりますが、しかしながら、これは、かりに検査關係の充實をいたしまして、すべて漏れなくというわけにはなかなかまいらないかと思ひます。したがしまして、こういう輸入をいたしますときの届け出なり、そういうもののつきましても、相手國のほうのいろいろな証明とか、そういうものがはつきりしてまいりますれば、その制度なり向こうの國の状況なりといふものをよく認識しておきますことで、かなり確率の高いパスをさせてもいいんじゃないか、そういうような点では、なお制度自体の中にも検討すべき点があると私も考えております。

○田中寿美子君 その届け出の制度ですね。これは、届け出をしないでいいわけなんです。ですから、まず許可制にしなければならぬというように考え方はないですか。輸入の……。

○政府委員(松尾正雄君) 食品衛生法では、輸入をいたしましたときには届け出なければならぬというところがございます。

○田中寿美子君 それから残留農薬物に関してみんな非常な不安を持っているんです。おたくの係官のお話を聞きますと、そのほか添加物ですけれども、そんなに、それほど心配する状況ではないというように御説明なんですね。ほんとうにそうであれば、もっとそのPRをしてほしいし、私たちも、はたしてほんとうにそうなのかどうか、いろんな消費者団体の話なんかには非常にそれがたくさん出てくるわけなんです。それでみんな恐怖にかられているわけなんですけれども、真相はどうなんでしょう。事例はいろいろたくさん衆議院でもあげられておりますし、いまあげようと思えばあげられますけれども。

○政府委員(松尾正雄君) 第一点の残留農薬の点につきましては、ほかの国に比べれば多少おくれたという感じがございましたけれども、三十九年からずっと調査を続けてまいりました。その実態調査がよくまとまりましたものを、四品目、リンゴとかブドウ、キュウリ、トマト、まあいわば、残留いたします農薬の危険性が高くて、しかもなまのままで食べるといふような危険性の高いものから選んだわけでございます。それににつきまして、鉛、砒素、ガンマBHC、DDT、パラチオン、この五つの農薬につきましては許容限度をきめまして、また農林省のほうではそれに合格できるような農薬の散布基準というものを共同でつくっていただきました。そういうことによりまして、今後はそれを越えないというような基準を設定いたしました。やはりこの基準は、外国の、アメリカあたりでもいろいろとっておりますので、それをそのままとったらいじやないかというような御意見もあつたわけでございます。やはり、

実際のいろいろ調べてみますと、日本の今度の基準のほうに世界に比べてきわめてきびしいといえます。か、実態から言へばその程度で確保できるというように非常なきびしい基準になっておりますわけでございます。やはり国際的にも、食品の食べ方なり、あるいは農薬のやり方なり違つておりますので、他国のものを参考にしながらも、逐次こういふものをやはり国内的な調査に基づいてきめてまいりたい。大体私どもの計画では、四十五ほどの食品を四十六年までにすべて調査をいたしまして、約三十五程度の農薬を予定しておりますけれども、そういうものについての残留量というものを決定してまいりたいと思っております。ただ、それがきわめてきびしいことも心配ではないかということでございます。いままでこの四品目につきまして調べましたところでは、それを非常に上回るような危険な実態というのはいささかななという状態でございます。それほど大きな心配はないんではないかと私も考えておりますが、しかしながら、やはり万が一でも越えるということがあるとは思つております。

それから添加物のほうの問題は、特に最近不安を持たれておられるわけでございますけれども、現在の日本の添加物三百五十四品目というところでございます。アメリカ等では約二千程度あるといふふうに言われております。また、問題でございます。たタール系統の色素というものを過去におきましてだいたい整理をいたしまして、現在十四種類のタール系統の色素を認めておりますけれども、国際的に見ますと、アメリカより多少多い。しかし、E.E.C諸国等に比べますと、ずっと少ないというふうな状態になっております。そういう質の問題とか量の問題とかいうことにつきましては、ほぼ国際的な線といふところをいつているんではないかと私も考えているわけでございます。ただ、添加物というものがやはり使われます。以上、不安ではないかという問題がございます。これも、きめ方につきましては、国際的に、たと

えばWHO、FAO等でも専門委員会をつくつておりまして、いろいろな勧告等が出されているわけでございます。たとえば、慢性毒性というふうなものにつきましても、動物実験をいたしました。それから人間に換算をいたしました。この量を毎日一生食べてもまずだいたいよぶという量といふものが一応目安として出てまいりました。さらにその百分の一という安全率をかけるというのが国際的なきめ方でございます。現在のそういう使用量のきめられておりますような添加物につきましては、それによつて重大な障害が起るというところはまずないというふうに考えていかと思ひます。

ただ問題は、最近のように非常に添加物がふえてまいりまして、私も従来、国際的にもそうでございますけれども、一つ一つのものについて、ただいま申し上げましたような、非常に安全性を見込んだものをつくつておりますが、やはり化学的な物質が多いわけでございますから、こういったものが数種類重なりましたときにどういふものになるか、いわば相乗作用になるのか、あるいは拮抗作用をもたらすのかという点は、やはりこれは新しい問題であらう。しかしながら、この点では、私も安全であるという限度をもつてそれを認めることとしたもので、やはりこれは乱用すべきものではないといふことで、きわめてきびしい制限の中に認めていくという態度をとつていくべきではないか、こう考えておるわけでございます。

○田中寿美子君 時間がありませんので、お聞きしたいことが一ぱいありますけれども、これは省きまして、一つ言いたいのは、いま問題になっております佐世保の放射能の問題でございますけれども、ああいう場合に、食品衛生の立場からこれは科学技術庁がいま調査しているわけですね。食品衛生の立場から厚生省もタッチなさいますか。

○政府委員(松尾正雄君) 科学技術庁のいろいろな会議の場合には、厚生省もメンバーとして入つております。

○田中寿美子君 佐世保に行つておりますか。

○政府委員(松尾正雄君) 佐世保は行つておりません。科学技術庁のいろいろの打ち合わせの場合には、こちらに加わつて、いろいろ情勢を聴取するようになつております。

○田中寿美子君 送つてこられたもので、放射能を検査する場合に、タッチしていらつしやるのですか。

○政府委員(松尾正雄君) いまの佐世保の魚等の海産物につきましては、やはり科学技術庁のほうでこれから調査をするという段階になっております。過去におきまして、食品、特に魚につきましての放射能の問題は、例のビキニでございますが、あのときのマグロの許容限度というものがきめられております。それに不合格なものは全部廃棄せよという処分をとつた例がございます。やはり、重要な汚染があれば、食品衛生法の上から私も対処してまいりたいと思つて、情勢をよく見ておるわけでございます。

○田中寿美子君 厚生省関係で、もう一点だけ伺いますが、さつきお話が出ました生協、生活協同組合、これも衆議院の委員会でも相当詳しく議論なさつておりますので、私は要点だけ申し上げたいのですが、いつも生協の人たちの話を聞きますと、たとえば、これは東京の下馬生協の場合ですけれども、資本金千三百万円、共同出資の形で、これは税法上の特別措置を受けられないといふことで、剰余金に対する課税が減税がないから、そういう点で、ようやく千三百万くらいの資本金で非常に率にみまわっているような面でも非常に苦しいといふことの訴えがある。その問題は、たしか衆議院の委員会では、考えなければならぬ問題だといふふうに答へられていたと思うのですが、千万円というワケをもう少し上げていくべきではないかといふふうに答へられていたんじやないかと思ひますが、その点、どうですか。

○政府委員(松尾正雄君) 実は、所管が社会局になつておりますので、私のほうはちよつと正確にこ

こでお答えできる責任がございません。御容赦を願います。

○田中寿美子君 私が要求しなかったのかもしれません。やはり生活協同組合運動なんというものが発達していく一つの原因は、そういうところにもあるんじゃないか。わりあいと零細企業といつてもいいわけですね。しかも、それは消費者同士がお互いの生活防衛のためにやる運動なんですから、ほかの企業に対するような免税もあつてもいいんじゃないかというふうに考えるんですが、たしかこれは、衆議院の委員会の記録では、もう少しワクを千万以上に広げてもいいんじゃないかというのがあると思ひますけれども、それを検討していただくように厚生省にお考えいだいたかどうかと思ひます。

○政府委員(松尾正雄君) 御意見の点は、よく私から社会局長のほうにお伝え申し上げます。

○田中寿美子君 それじゃ、厚生省は終わります。時間はどうか。いいですか。——せっかくおいでいただいたので、通産省のほうに伺ひます。

これも、特に消費者行政の予算の問題もあつたりするんですけれども、四十二年の五千万の予算が、こしは九千三百万にふえた。非常にそれは大きなふえ方であるということですが、今後消費者行政の面で、非常にこれは大きな役割がある。それから、これもさらに拡大していくという方向に向かつていくべきだと思うんですが、いかがですか。

○説明員(谷村昭一君) いまのお話、われわれとしまして、今後とも予算の拡大に努力をいたしてまいりたいと思ひますが、特に先ほどお話がありましたテストの關係等も中心にしてやってみてみたいと思ひます。

○田中寿美子君 どうぞ意欲的に取り組んでいただきますと思ひます。

○委員長(大森久司君) 速記をとめて。

○委員長(大森久司君) 速記をつけて。

○田中寿美子君 それじゃ、時間の都合がありますので、

「委員長退席、理事櫻井志郎君着席」それは積極的に取り組んでいただくとして、工業標準化法の目的のところで、これもやはり消費者の立場を考慮して直していこうという御意思があるか。私は直すべきだと思ひますが。

○説明員(久良知章君) 標準化法につきましては、現在、先生御指摘のように、使用消費の合理化ということが目的にうたわれておりますし、

「理事櫻井志郎君退席、委員長着席」消費者保護はその法の中に入り入っているわけですが、今度の基本法との関連におきまして、通産省關係の法律をどうするかという検討をする機会があるかと思ひます。その機会にやはり検討してまいりたい、そういうふうに考えている次第でございます。

○田中寿美子君 あらゆる法律が、今度消費者保護の意味を含めた方向になるだけ変えられれば好ましいと思ひます。

それで、通産省關係ではいろいろあるんですが、時間の都合がございまして、JISマークの關係の中で、いま下着類とか被服類とかのサイズの問題でございまして、これは、お話を聞きますと、日本人の体格の検査をしている最中だといふわけなんです。ただ、私はちょっとふに落ちないわけなんです。体格の検査をやつてそれに合せてサイズの標準をつくつていかなければならぬものかどうか。それはやはりだんだんまた変わつてくるんです。むしろ、あらゆるサイズをこつちで考えてつくつたらいいんじゃないかというやうな気がしている。外国旅行をいたしますと、たとえばアメリカなんかは非常にたくさんサイズのズを持つておりますから、私たちがみな者でもすぐに合うサイズをさがし出すことができる。だから、五・六歳用とか十歳用というやうな——いまはそうじゃないということでございます。それから、そうでないと思ひますが、あらゆる組み合わせのサイズを考えてつくつておけば、自分のサイ

ズはどれであるかということとをそれぞれ消費者の側で覚えて、また少し大きくなればまたサイズを変えていくということではないかといふ、それが一点、BSIのときも申し上げましたが、國際規格と非常に違つてくると、貿易關係の問題、國際交流も盛んなわけですから、そういう点でも不便があるんじゃないか。やはり、規格は國際的にあらゆるこまかいサイズを考えたらどうかと思ひますが、その点どうですか。

○説明員(久良知章君) 標準化を進めます場合に、私も二つの違った面の調整にいつも苦しむわけでございまして、その場合、典型的なものが、先生いまおっしゃいました衣料の場合でございまして、使用者のほうからいいますと、サイズを非常にたくさん無限につくれれば、それが合うかというところで便利がいいわけでございますが、また一方、標準をきめるといふことは、サイズを単純化するといふんです。種類を少なくして、その物の生産量を多く、大量生産によつて物の値段を下げていくというねらいがあるわけでございます。この両者をどういふふうに調和させるか。なるべくサイズは少なくして、しかるべきだけ大部分の消費者の方に満足していただく。そのためにはどういふサイズ分け、どういふ種類分け、それからどういふステップに分けていけばいいかというふうな点が問題になつてくるわけでございます。そのために、まあ非常に多くの人のからだのつかうところのものを測定いたしまして、これを統計的に分類をいたしまして、その結果日本人のからだのつかうところのものが平均的にどういふ分布をしておるかということを出しまして、これに合せて衣料のJISをきめていく、そういう考えでやつておるわけでございます。

それから次の國際的な問題でございますが、理想から申しますと、やはり日本だけでなくて、日本でも適用する衣料の基準というものが國際的にも適用するといふことが理想であらうかと思ひます。で、この國際規格の問題につきましては、

ISOと申します國際的な共通の機構がございまして、その場でいろいろ討議をし、規格をきめていくという仕組みになつておるわけでございます。現在かなり活発に活動いたしておりますし、私もどしどし日本の規格というものをそれに反映していきたいという努力をいたしておるわけでございます。また、既製服、既製衣料品につきましては國際規格というものはISOで正式には取り上げられていないのでございまして。いろいろ先ほどからお話のように、消費者のそういう面の声というものは強くなつてきておりますので、近い将来あるいは取り上げられるのではあるまいかというふうに考えられます。

○田中寿美子君 サイズの規格を少なくするといふのは、私は、それは大量生産の原則からすれば少なくしたいところでしょうけれども、そうすると合わないものが出てくるわけで、だから、太つて背の高い人とか、太つて背の低い人とか、細くて背の高い人とか、いろいろあるわけですから、あらゆる場合を想定したサイズがやっぱり必要じゃないかと思ひます。それをつくつておけば、何歳であろうと、おとなであろうと子供であろうと、心配ないというふうな持つていかなければならぬんじゃないかと思ひます。それから、ただ、その場合に、業者によつて、たとえば十二といった場合に、どれも十二の同じに統一されるということが必要なんじゃないかという点を私は申し上げて、時間がなくなりましたので、たいへん来ていただいておりますけれども、通産省のほうはそれだけにさしていただきまして、農林省關係のことをちょっと……

私は、農林省關係もいろいろたくさんありますけれども、ほんの一、二にします。

これは私ずっと疑問に思つておるんですが、JASマークの商品ですね。まずJASというものがみんなに徹底してないという問題が一つ、買ひ人にとつて、JASのマークがあればいいじやうぶだというように周知徹底させる問題が一つあります。それから、その商品の表示がわかり

しいという問題が出されている。もう一つは、製造年月日をちゃんと出す、わかるように出すということと、それからもう一つは、つくられたものがどのくらいの間、保存期間といいますか、置いておいてもだいじょうぶだという、その期間がもう一つ表示されるべきだというふうに思ふんですね。そういうふうに研究はしていращやらないか。

○政府委員（大和田啓氣君） JASマークは、通常、製造年月日の記載はいたしてございます。ただ、物によりまして、略号を使っておりますものもいくつかあるわけでございます。それが消費者にとつて、はなはだわかりづらいという御批評もありますので、だんだんだれでも読めるような形にしたいと進めておるわけでございます。

それから、主として加工食品につきまして、いつまでそれが食べられるかという点の記載はどうかという御質問でございますが、それは、加工食品でございますと、製造工場から消費者に至るまでの流通過程におきましての取り扱いの問題でございますとか、あるいは保存のしかたの問題でありますとかというものによって、相当期間のずれがございますので、その辺が十分規格化されない以上、この規格化というのは私むずかしいと思いますが、それまでは、いつまでこの食品がいいかというこの表示も私はこれは無理ではないか。私どもがいまやっておりますことは、先ほども申し上げましたように、製造年月日について、略号等を用いないで、できるだけ正確にだれでもわかるようなことにして、JASマークの信用を増大するようになりたいという点でございます。

り、消費者の教育と同時に、業者に対する指導とし
 ゃうがないということになりますかね。やっぱり
 いたりにして悪くなるかもしれないですね。それで
 備がちゃんとしていなかったら、ひなたに出して
 ラーメンが、相当、半年以上も——半年以内でも
 とえばインスタントラーメンならインスタント
 といえば店舖なんかがちやんと完備していなくて、
 ○田中寿美子君 無理ということば、結局、たと
 えば店舖なんかがちやんと完備していなくて、た

いうことが非常に大事だと思いますが、それを両方やりながら、食べさせられる側から言いますと、少なくとも最小限度六カ月なら六カ月これはいいいいということが書いてあるほうが正しいと思うのですが、どうでしょうね。

○政府委員（大和田啓次郎） それは私も望ましいことであらうと思いますが、六月月ということを表示いたしまして、流通の過程あるいは保存の状態等でも、六月月たまたに質がだめになることもあり得るわけでありまして、まず小売り商なども小売り商の衛生設備等々の強化が十分でございました場合は、私はそういうことをやつたほうがいいと思いますけれども、現状ではなかなか、かえって消費者をミスリードすること、にもなりかねないのではないかと、いうふうに考へております。

○田中寿美子君　その意味ならわかったんですけれども、そうすると、消費者は何によって判断しているかわからないという状況のままにあるわけですね。

それともう一点は、これはさっきの通産省関係でも、輸入食品に対して、あるいは厚生省関係でもそうですが、なかなか監視がしにくいという問題があるのですが、将来この輸入食品に対してJASを適用させようという、その方向の指導はされておられますか。

○政府委員(大和田啓吉君) 現在の農林物資規格法によりますと、国内産のものに限って農林規格を適用することになっておるわけです。それから輸入品につきましては、大体の取引がブラランドによつて行なわれておるといふことで、かりにJASを適用するといたしましても、なかなかどの程度それが行なわれるかといふことについて実は問題があるわけでございますし、それから登録格付機関も国内産のメーカーからなっておるといふ事情もあるわけです。ただ、私どもいまの時点で考へてみまして、輸入物資であるからJASの適用外だといふふうに考えることも、はなはだ妙な点があるわけでございますから、登録機関あるいは

JASSをどの程度利用されるかということを考えながらたまたま検討いたしております農林物資規格法の改正法案では、輸入物資についてもJASSを適用したいというふうに考えて仕事を進めておるわけであります。

それから先ほどのお話で、いつまでこの食品が食べられるかという表示がないので、消費者が五里霧中ではないかというようなお話でございますが、私は、製造年月日が確実に正確にわかるようになつておりますれば、それは消費者にとつて当然一つの導きの糸になり得るというふうに考えております。

○田中壽美子君　それじゃ、そういう表示がはつきりするようにいろいろ努力していただきたいと思ひます。

で、あと五分ですから、公取の方に。これも一

つまり、私は、公取が非常に人員が少ないということがしばしば言われているので……。

その前に、農林省のいまのJASSの関例は四百八十二万円ですね。私はとても少ないと思うんです。これも、もっと多くなければいけない。公取のほうの予算と人員も非常に少なくて、消

費者モニター四百人を持っているのですが、見ますと、その手当が三千円ですね。通産のほうは五千円なんです。こういう格差というのはどうし

て出てくるのか。こんなもの、やはりそれぞれやる仕事の分量と関係があるのか。これは年間の手当ですから、わずかなものですけれども、やはり各省にあるモニターとか監視員の手当というのは、みんなもう少し統一していかなければなら

ないと思いますが、いかがですか。

○政府委員(山田精一君) 私も、モニターにいろいろなことをお願いしておりまして、三千円というのは、いまの通貨価値から申しまして、まことにお恥ずかしいきわみであると感じておられます。できるだけこれはすみやかに、やはり世間並みには少なくともいたしたいものと考えておる次第でございます。

○田中壽美子君　宮澤長官、眠っていらつしやいますけれども、ぜひ、よく聞いておいてください。モニターの手当、ほんとに少ないですね。そして、この方たちがどれだけのことを消費者保護のためにやれるか。ことに、公取は三千円、通産のはらは五千円で、研修手当というようなものがあるわけで、それがまちまちになっている点は、高いほうにバランスをとっていかねければならないと思うし、もっとふやしていただきたいと思うのです。

実は、安売りの問題もありますけれども省きまして、最後に、行政管理庁の方にもいらしていただいているので、これも私は……。

行政管理局というのは、三十九年度で五、八〇〇人、トの番人になられる方だけれども、しかし、行管にもモニターというのがあるんですね。そしてこれの手当は幾らなんですか。消費生活モニター、いや行政相談員ですね、行管側のほうは。これは苦情処理をやっているわけですが、どんなものを

やっていたかということ。それから行管も人員と予算が少ない、新規事業だから。これもやはりもっと大幅に要求すべきだと思うのですが、どうでしょう。

○説明員(小林聖君) 行政相談員としての手当は、現在三千八百円でございます。お尋ねのモニター制度と行政相談員とどう違うかという問題で

でございますが、私どものほうの行管の行政相談員は、行政機関や国の行なう行政の全般に關する国民からの苦情の相談に應じて、助言なりあるいは苦情の内容等を役所に対して通じて解決をはかるとする、こういう制度でございます。で、モニターは、

各省——經濟企画庁はじめ、通産省、農林省、ございます。これは、消費行政についての、それらを専管する。ことばは悪うございますが、単能的な仕事をしておる。そういう点で、行管のほうの行政相談というのは、幅が、窓口が広い、そんなような違いがあると思います。

それから手当につきましては、これは実費弁償と言っておりますが、これにつきましては、今後

さらに実態に合うように手当を行なうべきだといふふうに考へております。

○田中善美子君　もう終わります。全体を通じて、消費者行政という新しいアイデアが行政に入ってきたのですから、私は、人員や、それから予算、それから機構の整備その他にやはり積極的な取り組みを、経企庁長官、それから大蔵省がしてくださるように希望いたしまして、急ぎまして、たいへん皆さん来ていただいて御苦労さまでございましたけれども、十分の質問ができませんでしたが、これで終わります。

○委員長(大森久司君)　櫻井君。

○櫻井志郎君　ちょっとたいへん順序が違つてきてまして、私は一時間ほど質問する予定にしておりますけれども、時間がなくて、十二時半ぐらいに終わります。

そこで、厚生大臣もきょうはおいでになるはずでありますけれども、これも委員会等の都合で手違いがあつて来れませんでしたが、宮澤長官を政府代表としてお伺いいたします。

消費者保護の問題は、これはある階層の保護ではないに、すべての生産者が、すべての国民全階層が消費者であるということからいたしまして、おおよそ各党の間で考えがほとんど違わないということが、まずこの法案の前提にあると思ひます。

私も、この法案の策定の段階で実は参加をいたしておりましたので、大体の法案のことは承知いたしておりますので、そういうことには触れませんで、この法案が可決された段階において、政府がどういう姿で対処するか。これは衆議院でもやられ、いまも田中委員もお尋ねになつたところでありまして、先ほど宮澤長官の御答弁の中に、もう予算のことはあまり考えぬでもいいじゃないかというお話もあつたのですが、私はいささか見解を異にするのであります。まあ、いままでの実体法といふのですか、たとえば食品衛生法、農林物資規格法ですか、いずれも、できたのは、食品衛生法は昭和二十二年、規格関係のは二十五年ですから、その法

律ができた社会環境はいまとは違つて、立法の精神がたいへん違つておると思ひます。したがつて、こういう消費者保護という段階がはつきりしてきますれば、立法の精神自体を考え直して、法律もその方向に改めていかなければならないと思ひます。また、新しい立法、行政の運営の態度にやはり相当変化が出てくると思ひます。立法に対する、あるいは法律改正に対する政府の考え方、それが一点。

それから、私の選挙区のことであるから触れるのではありませんけれども、富山県のイタイイタイ病の問題であります。これは公害基本法の関係であるかもしれません。また、厚生大臣があつてはつきり態度を示されたことに対しては、私深く敬意を表するのではありませんけれども、しかし、ほんとうに患者を国がめんどろを見ていく、それからまた、将来起こる可能性があると思はれる病気の再発を防止していく、面からいひましても、たつたこれだけの問題だけからいひても、やはり相当の予算が伴わなければできない、そういう点からいひまして、まず、宮澤長官のお考えをお聞かせ願ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君)　この法律案の第六条の規定に従ひまして関係法令の改正を行ふ必要があると思つております。これは、御審議の段階で、衆議院におきましても、ことにさうでありましたが、各省から意見を御聴取になりましたときに、各省ともさういふ考えでおることがはつきりいたしまして、私ももととして、それを促進いたしたいと思ひます。

それから、全体の行政をやりますときに、確かに相当の人員あるいは予算が必要であらうということも、そのとおりであると思ひます。政府全体といたしましては、ただ、官庁の定員をできるだけ節約してまいりたいという気持ちが一方向でございまして、より必要でない部門からより必要な部門に人なり金なりを移していくというふうな処置がまた考えられなければならないと思ひますので、両方かみ合わせながら、この法律の施行に遺

憾なきを期してまいりたいと、こう考えます。

○櫻井志郎君　宮澤長官は、事務的なことを主としてお考えになつておるんじゃないかと思ひます。これは厚生省とも関係がありますからお尋ねいたしますが、たとえばイタイイタイ病の再発を防ぐということからいひますと、いままでの、あるいは衆議院等で、各方面で議論されたことは、水質を改善しなければならぬ、したがつて新しい水系から水を引かなければならないということに集中しておるやに聞いておるのですが、現在の段階では、鉱山側も相当発達した処置をとつておると思ひますし、それからカドミウム自体も、昔は要らぬものとして捨てておつたでしょうけれども、今日は非常に貴重な元素として回収をはかつておりますから、私はむしろ、水質の問題よりは、かつてほとんど捨てた状態におつた時代に汚染された土壌の中に問題があるんじゃないか。そういう点からいひますならば、まあそれ科学的にはつきり検討されておるかどうかわかりませんが、一応しろうとの常識的に考えれば、客土事業をやつて、生産者の立場における農民の生産の態勢を保護し、同時に、消費者である農民、それから販売される米、どういふ点からいひても、カドミウムが新しい米の生産段階で含有されてこない、あるいは含有率をはかるに減らす方法というものを考へていかなければならない。そのためには、所管は農林省であるかもしれませんが、まず、厚生省がさういふ予算を確保すること、積極的な態勢を示されることが必要であるかと思ひます。私はあえて全額国庫とは申しません。しかし、従来の客土事業の普通の程度の対策では、なかなかこれは、精神的にも物質的にも不十分であると思ひますので、厚生省がさうした前向きな手厚い対策をおとりになる考へがあるかどうか、まずそれから伺ひます。

○政府委員(松尾正雄君)　イタイイタイ病の将来の対策といたしまして、ただいま先生が御指摘になりましたように、現在の神通川のカドミウムの量というものは、防護装置が非常によく整備され

てまいりまして、きわめて微量でございます。ただいまの状態であらうような問題が起ることということは考へられないのではないかと結論が出ております。しかしながら、安全というものをはかりましたために、本年度から、新しい水源、安全なる水源を求めまして、簡易水道の布設をやらうという計画をやつておるわけであります。

しかしながら、先生御指摘のように、現在の井戸の中からは、もう危険だと思はれるようなものはないと考へていひようでございます。残る問題は、土壌の中、特に水田の中のカドミウムでございます。これは、まさに先生御指摘のとおりでございます。今度の調査班でも、表層といひますか、耕りん機で入りますような層、それからその下の層、さらに最下層といひ三つの層につきまして、それぞれカドミウムや鉛、亜鉛の分布を調べております。このデータでは、もちろん上層のほうが多いのでございましてけれども、中層、下層に及びまして、なほ対照のコントロールの地区よりも多いという結果が出ております。したがひまして、こゝろ土壌から、農産物を通じて、米等を通じて、カドミウムがこの土地の方に入るといふことは、何としても私も防ぎたい問題でございます。

ただいま、私もそのほうでは、さういふデータを農林省にもお渡しいたしまして――まあ私どものほうはさういふ土の専門ではございせんものですが、一般の客土といふものは、私承りますと、非常に表面の薄いところをやるのださうでございますが、いま申しましたような実態分布からいひますと、さういふ薄いものではおそろく役に立たないのではないかと、もっと深いところまでひっくり返して客土事業をやる必要があるといふように私も考へております。したがひまして、どのようないふ方をやつてもらうか、また、新しくいろいろな調査をしなくても、水系等で分布がわかつておりますので、さういふものをもとにいたしまして、とにかく早く計画を立ててほしいといふことを農林省にも申し上げて打ち合わせ中でございます。厚生省が予算をみずから取つて

やるかどうかということでございますけれども、私どものほうが、ぜひそういう事業を進めてほしいというのを強く申し入れておいて、私は農林省が一番適当であらうと考えておりますが、専門的な立場で早急にこれを実施してもらいたい、こういう希望を強く持つておるわけでございます。それからもう一つ先ほど来お話がございました。患者のほうの問題を御指摘でございますが、すでにこの結論を出します前に、ことしの一月から県と市と共同いたしました、厚生省のほうからも研究費という名目で医療のための費用を出しておりました、七十三名の要医療患者というものがいたわけでございますが、残念なことに、ほんとうに医療を受けておりましたのが十数名しかなかったという状態でございます。その一月以来の県、市との共同の対策によりまして、全員が入院なり外来なり、それぞれの程度に応じました治療を全部受けられるようになったということは、私も極めて一歩進んだものではなかったかと、こう思っております。本年度も引き続きそういう患者の医療というものを確保する対策は、予算措置もしてございますので、手当てをしてまいりたいと思っております。

そのほかに、ただいまの御質問にも関連ございします。すなわち、いわばイタイイタイ病の患者ではございせんけれども、要注意者といまして、今後観察を続けていかなければならない方が百五十名ほどおられます。こういう方は、いま御指摘のように、これからさらに長い間にわたってカドミウムを少量といえども蓄積をしていきますと、普通の人よりうんとたくさん蓄積を持つておるわけでございしますから、あるいは発病するという危険性がないとは言えない、こういう非常に注意を要する方々でございます。こういう方々につきましても、体内のカドミウムを排出する方法でございしますとか、あるいは健康状態を管理していくというふうな手を打ちまして、いわゆる悪化するのを防いでまいりたい、この手も同時にあわせて打ちたいと考えております。

○櫻井志郎君 私は、宮澤さんがあまり予算は要

らないという御答弁があったので、この例を引いたんですが、どうしても法律の趣旨を徹底していかうと考えれば、宮澤さんのおっしゃるようにな事務費を中心と考えたときには、私は同意見と申しましようか、それでできると思えます。しかし、実際に対策をやっていく場合には、宮澤さんのようなお考えだけでは私はいかないと思う。やっぱり、予算の伴うものはできるだけ予算を確保して消費者保護の考え方を徹底させるという対策をとっていくことが必要だと思っております。それで宮澤長官は事務費的なことに限定してお考えでしょうか。このことだけ長官にお尋ねして、それで長官のお答えをいただいて、けっこうです。

○国務大臣(宮澤喜一君) 何といひしても、消

費者行政というものは、いままでも非常に幼稚な段階にあってたわけでありまして、これからこの法律に基づきまして諸般の法令の整備、行政の改善——改善と申すより、あるいは新しい行政を實際始めるといふことになるかと、その程度の大きな変化であると思ひますので、それに伴う事務費ばかりでなく、施設等々の費用が必要であらうと思ひます。それは決してそれを節約するとか惜しむとかいう気持ちがあるわけではございせん。必要なことはしなければならぬと思ひております。先ほどちょっと申し上げかねておりましたことは、一般的なものの考え方といひまして、政府には相当の役人もおりますし、相当の数もおりますし、かなりの費用も使つていろいろなことをやつておるのでございしますから、その中には時代の必要に応じて整理をしてもいいものもある、こういう面を申し上げただけでありまして、この法律施行のために必要な人員、経費等々、もちろん惜しんだり削減したりする気持ちはございせん。

○櫻井志郎君 時間がありませんので、質問の体

系が全くめくらちゃになつてしまつたのです。が、食品衛生法の関係で、たとえば現在法律用語で「添加物」ということがあつて、「添加物」とは、説明がございしますね、何条だつたか忘れましたが、その「添加物」と考えられる範疇に入るようにも思ひし、入らぬようにも思ひしもの一つに、たとえば漂白がございします。日常家庭婦人がしよつちゅう買つておるような、たとえばサトイモとかレンコンの漂白とか、あつたことが一体必要であるのかどうか。私は何人かの女性に聞いたのですが、漂白されたものが原形である、自然の姿である、きれいに洗つただけであらう色をしてゐるのだというふうに信じておる若い女性がたいへん多いそうです。したがつて、そういう漂白物に対しては何の疑義も持たない。たいへんこれは消費者の態度からすれば私は間違つておると思ひますが、そういう間違つた状態に追ひ込んでおるの、何といひましようか、販売、流通関係におけるまことに適切でない措置がそういう姿をとつてきます。

それからまた、化粧品に多いそうですが、日本語は一言も書いてないで、英語を中心にした外国語だけで、何かしら内容の説明らしきものが書いてある。そうすると、一般の消費者は、何か高級品らしい、しかし、何を書いてあるのか、顔につけていいのか頭の毛につけていいのか何かさっぱりわからぬ。だけれども、いいものらしいからといって買つておるのが非常に多いということも聞いております。

あるいは簡単なパン類であつても、小麦粉だけではないし、もちろん砂糖を加えておるものもあるでしようし、あるいはないものもあるかもしれぬ。カロリーの表示もなければ……私は実は糖尿病なんです、糖尿病患者が食べていいものか悪いものか。私は、講和条約前に米国へ行ったこともありますが、そのときに、糖尿病患者用の食堂という表示があつてびっくりした。そのときは私は糖尿病じゃなかったのですけれども、どういふものを食わせるのか。ところが、その発生史を聞いてみると、太りたくない御婦人が低カロリーの食料を非常に求めておるといふものから、

だんだん糖尿病患者も対象にしてそういう専門の食堂ができた、あるいはそういうコーナーができたといふことも聞きました。が、日本の現在の食料——たとえば食料からいひましても、どういふものがどの程度のカロリーがあつて、どういふ内容物が含有されてゐるか全くわからぬような状態であるのが現状ではないかと思ひます。私は例示をしただけにすぎないのですが、もつところ、消費者に的確に知らせるという方法が、法律の上でもはつきりと規定されていくのが当然じゃないかという感じがする。

また、時間がありませんから省略いたしますけれども、最近のアメリ力等におきまして、あるいは可燃衣料、家具等の燃焼程度、可燃性の程度、いろいろな商品についての規制、あるいはカラーテレビに対する、何ですか、放射能を規制するとか、自動車の安全に対する規制とか、そういうことが消費者の立場でどんどん考えられて、あるいは行政の上で、あるいは立法の上で、非常に明確になりつつあるのですが、日本のほうではどうもそういう点がまことに——消費者不在といひましてもいいけれども、それに近い姿で、あまり自由が許されておるために、消費者が全くつんぼさじきにおる。その結果が、消費者が非常に不安を持ち、ときには有害のものにあつては、食品の容器につきましても、最近ではどこかで鉛を含有しておる容器が発見された。たまたま発見された。普遍的に嚴重な検査が行なわれておつて、たまたま不良品が発見されたとは思ひぬのです。たまたま検査してみたら不良品であつた、有毒物であつたといふふうにししか一般消費者は受け取らないのですが、そういう点について、もつとはつきり規制していくという考えはないでしようか。

○政府委員(松尾正雄君) ただいま御指摘になりました点、いろいろ例をあげられました点は、まことに私も同感でございまして、漂白等の問題にいたしましても、私はやはり、消費者教育、こういう問題が、先ほど来もお話がございましたように、強調されてまいつておりますが、一方、規制

だんだん糖尿病患者も対象にしてそういう専門の食堂ができた、あるいはそういうコーナーができたといふことも聞きました。が、日本の現在の食料——たとえば食料からいひましても、どういふものがどの程度のカロリーがあつて、どういふ内容物が含有されてゐるか全くわからぬような状態であるのが現状ではないかと思ひます。私は例示をしただけにすぎないのですが、もつところ、消費者に的確に知らせるという方法が、法律の上でもはつきりと規定されていくのが当然じゃないかという感じがする。

という方向で、食品衛生法の改正の中でも、いろいろな点は強化してまいりたいと思えますけれども、一方では、やはり消費者の方々に、正しい食品に対する認識を持っていただきたいという願望が常に強いわけがございます。最近、自然食、自然食品というような運動も一部に起こっているようにございますけれども、何か、イモを買いますのに、白くなっているものがないのという感覚自体が逆にそういうものを使わせるという原動力にもなっている。消費者は王様でございますから。そういうことで次々誘発していくというような循環があるかと存じます。やはり、食品というものは正しい認識を持っていただいて買っていたという態度が、一方ではどうしても必要であるかと考えているわけでございます。しかしながら、同時に、食品衛生法の内部におきましてもそういうものが十分規制できますように、さらに改正を考えたときと考えているわけでございます。

また、表示の問題にいたしまして、化粧品の英語の問題がございましたが、食品等につきましても、御承知のとおり、かん詰めその他に表示されておりますマークというものは、専門家がなるとわかないような符号になっております。専門家がみえすと、これはいつ、どこでできたということがわかるというしかけでございますが、こういったようなものも、やはり、消費者が目で見てもすぐわかるという表示に改めていくべきであるという点、その表示の問題等につきましても、より正確に表示させるような改正が必要であろうと考えております。

また、パンの問題、その他食品の栄養の問題等につきましても御指摘がございましたけれども、まあ、食品全体につきまして、すべてが栄養分を明確にするということは、おそらくこれは不可能であろうと存じますけれども、そういうパンのようなもの、あるいはその他きちんと規格がきまっておりますようなものにつきましては、これは可能な問題だろうと思ふんです。したがって、そのような点につきましても、表示の内容といった

しまして検討を進めたいと考えております。

また、糖尿病のお話もございましたけれども、いろんなこれからの食品の中には、いわば特殊な目的のための食品というものが出てきていいと考えております。そういうようなものにつきましては、特殊用途の食品という形で、これをいろいろと明示、明記させ、またそういうもののがきちんと守られていくような、そういう中身のものも必要ではなからうかと考えておるわけでございます。

そのほか、ただいまの容器等の問題につきましても、いまの食品衛生法でも、食器その他おもちやに至りますまで、有毒なものが入っちゃいかぬという規制はやつておるわけでございますけれども、そういったものについて、やはり食品と同様に、成分の規格、あるいは製造基準、こういったものをやはり明らかにいたしまして、不良なものが出ないようにしてまいります。また、一部では、そういうものについての検査が、偶然に見つかったものでというような御指摘がございましたけれども、食品監視員が、先ほど来田中先生にもお答え申し上げましたように、全国五千人の監視員が非常に多数の食品をめぐりまして日夜努力を続けておりますけれども、やはりすべてまんべんなくというところまでは、なかなかいきがたい問題でございますが、こういう監視制度というものの充実をはかりたいと思ひます。また、これらにつきまして専門的な検査をしていくという段階におきましても、ただいま、地方の衛生研究所——簡単なものは保健所でやつておりますけれども、少し高級なものは地方の衛生研究所で実施をする。さらにむずかしいものは国立予防衛生研究所とかでテストをやる、こういうことになっておりますが、こういう機関の検査能力自体にもやはり限度がございますまして、したがって、今後こういう検査を拡充していくという面におきましては、民間なり、その他の大学なり、しかるべき検査機関というものを指定いたしまして、どんどん委託して、ただしその認定をいたしますのは、判定は、やは

り公式な立場に立つたものが認定をすべきだと思いますけれども、そういうことも拡大することによりまして、より一そう、検査、監視体制というものが強化されるのではないかと。そういうことも織り込みまして、食品衛生法の改正の方向へ、ぜひひとつこの機会に目指させていただきたいと検討中でございます。

○櫻井志郎君 お尋ねしたいことはたくさんありますが、私はこれでやめますけれども、全般的に言つて、現在の法律を改正するこの立場を、食品衛生法にかかる、農林物資規格法にかかるものをぜひやつてもらいたい。

それからまた、必要な予算は確保するということは、これは行政上当然なことでもあります。どういふ面からいっても、前向きにやつてもらいたい。

それから、消費者は王様ということばで局長おっしゃいましたけれども、それは、あなた方知識階級の人から見れば当然のことでもあります。当然のことであるけれども、一般の消費者の知識の程度というものは相当低いところにあるということはいなめないと思ひます。もちろん、消費者教育が並行していかなければなりませんけれども、一応は政府官庁が指導権を持って消費者教育をやっていくと同時に、ほんとうに消費者保護の目的が達成されるように、前向きで——ここでの答弁だけではこれは意味がないので、前向きに御努力をくださることを、そういう気持ちで御回答があったことを私確認して質問を終わります。ありがとうございます。

○委員長(大森久司君) 他に御発言がなければ、本法案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめたいと存じます。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時三十五分散会

昭和四十三年五月二十二日印刷

昭和四十三年五月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局